

四万十町学校適正規模・適正配置等検討委員会

審議の概要（案）

「四万十町立小中学校の適正規模・適正配置について（答申）」にかかる添付資料

平成 19 年 11 月

四万十町学校適正規模・適正配置等検討委員会

目 次

はじめに	2
1. 現行制度と高知県が示す適正規模	3
(1) 現行制度での標準規模	3
(2) 高知県が示す適正規模	3
2. 四万十町立小中学校の現状と課題	4
(1) 児童生徒数の推移	4
(2) 学校規模の現状と推移	5
(3) 学校配置の状況	7
(4) 四万十町立小中学校における過小規模校の課題	8
3. 適正規模の必要性和四万十町の視点	9
(1) 諮問の概要	9
(2) 適正規模の必要性	9
(3) 四万十町としての視点	9
4. 審議内容及び結論	10
(1) 適正規模について	10
(2) 適正配置について	11
(3) 実質的な手順	12
おわりに	14

はじめに

本検討委員会では、平成 19 年 5 月 30 日に四万十町教育委員会から四万十町立小中学校の適正規模・適正配置についての諮問を受け、教育に関する現行制度や、四万十町の現状を踏まえ教育的な観点から検討を重ねた結果、平成 19 年 11 月 日に答申するに至った。

本資料は、答申に至った現行制度、四万十町立小中学校の現状及び検討内容についてまとめたものである。

検討状況

回数	開催日	内 容	会 場
第 1 回	H19.5.30	検討委員会の情報公開について 四万十町立小中学校の現状 高知県が示す学校適正等について 検討の項目について	農村環境改善 センター
第 2 回	H19.6.28	前回の課題について 適正規模①について	大正公民館
第 3 回	H19.7.17	適正規模②について	農村環境改善 センター
第 4 回	H19.8.9	適正配置①について	大正公民館
第 5 回	H19.8.30	適正配置②について	農村環境改善 センター
第 6 回	H19.9.11	実質的な手順について	大正公民館
第 7 回	H19.10.18	答申（案）について	農村環境改善 センター
第 8 回	H19.11.	答申	

1. 現行制度と高知県が示す適正規模

(1) 現行制度での標準規模

ア 学級編成と教職員

学級編成は、同学年の児童生徒数により、小中学校とも「1学級40人以下」で編成することを原則としている。

また複式学級の編成基準については、以下のとおりである。

- ◇ 小学校 連続する学年の児童数が16人（第1学年を含む場合は8人）
- ◇ 中学校 連続する学年の生徒数が8人（いずれかが4人を超える場合は除く）

参考【公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第3条】

また、教職員配置については、上記の学級編成基準により編成された学級数（学校規模）に応じて次の基準により配置される。

①小学校(教員数には、校長を含む。*19学級からは省略)

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
教員数	2	3	4	6	7	8	9	10	12	13	14	15	16	18	19	20	21	22

②中学校(教員数には、校長を含む。*19学級からは省略)

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
教員数	4	6	9	9	9	11	13	14	16	18	19	20	22	23	25	26	28	30

イ 学校規模

学校規模については、次を標準の範囲としている。

- ◇ 小学校 12学級以上18学級以下（1学年あたり2学級以上3学級以下）
- ◇ 中学校 12学級以上18学級以下（1学年あたり4学級以上6学級以下）

参考【学校教育法施行規則第17条及び55条】

【義務教育諸学校施設費国庫負担法施行規則第3条第1号】

なお、「これからの学校づくり（S59旧文部省助成課資）」では、次のとおり学級数に基づき学校規模を分類している。

学級数	学校規模
12～18	適正規模校
5～11	小規模校
1～5	過小規模校

(2) 高知県が示す適正規模

高知県教育委員会では、複式学級を有する小規模校が県内各地に多く存在する状況から、学級を組織する集団として望ましい最小限の人数について教育効果の側面から検討し、次のとおりまとめている。

- ①教育効果の観点 学級規模は、20人程度か、それ以上が望ましい。
- ②学習・教育条件の観点 学級規模は、25人程度か、それ以上が望ましい。

③学校経営上の観点 小学校 最低 12 学級程度、中学校 最低 6 学級程度

④通学区への配慮や保護者や地域の方々とのコンセンサスの確保が必要

参考【高知県における小中学校の適正規模について】

2. 四万十町立小中学校の現状と課題

(1) 児童生徒数の推移

ア 小学校（児童数）

児童数については、平成元年度 1,767 人から平成 19 年度 1,006 人へと推移し、人数で 761 人、率で 43.1%の減少となっている。また平成 19 年度を基準とした児童生徒数の推計においては、平成 24 年度時点で児童数は 905 人と推計され、人数で 101 人、率で 10.0%の減少が予測されている。

○児童数の推移																					
区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	合計	減少率%	備考
	仁井田	影野	七里	米奥	丸山	窪川	若井川	口神ノ川	川口	家地川	志和	東又	興津	田野々	大奈路	北ノ川	十川	昭和			
H1	67	62	65	51	54	463	31	34	49	14	16	164	85	168	66	58	216	104	1,767		
H19	47	55	44	18	34	324	17	18	19	14	9	62	44	99	30	51	72	49	1,006	43.1	H1比
H24	42	41	54	18	18	315	10	23	19	14	6	61	27	98	31	28	63	37	905	10.0	H19比
H24は、各校区の出生数を基準にした推計値																					
休校、廃校となった学校の児童数は、統合後の学校に計上																					

イ 中学校（生徒数）

生徒数については、平成元年度 1,036 人から平成 19 年度 525 人へと推移し、人数で 511 人、率で 49.3%の減少となっている。また平成 19 年度を基準とした児童生徒数の推計においては、平成 24 年度時点で生徒数は 501 人と推計され、人数で 24 人、率で 4.6%の減少が予測されている。

○生徒数の推移									
区分	1	2	3	4	5	6	合計	減少率%	備考
	窪川中	興津中	大正中	北ノ川中	十川中	昭和中			
H1	586	58	147	29	156	60	1,036		
H19	329	13	83	23	40	37	525	49.3	H1比
H24	328	21	65	25	39	23	501	4.6	H19比
H24は、各校区の出生数を基準にした推計値									
休校、廃校となった学校の生徒数は、統合後の学校に計上									

(2) 学校規模の現状と推移

ア 小学校

①学級数

小学校 18 校を標準の学級数で規模別に分類すると、平成 19 年度において適正規模校は、窪川小 1 校のみで、他の 17 小学校は、小規模校及び過小規模校に分類される。17 小学校の内訳については、田野々小、十川小の 2 校が小規模校に分類され、他の 15 校は複式学級を編成すべき過小規模校に分類される。

過小規模校 15 校の学級数の内訳は、5 学級 5 校、4 学級 3 校、3 学級 7 校となっている。また 3 学級 7 校のうち児童数 20 人以下の学校は、6 校でいずれも窪川地区に設置されており、最低限の教職員配置を満たせない状況となっている。

平成 24 年度推計（以下「H24 推計」という。）での学校規模は、4 学級以下が 4 校増えて 13 校となり、過小規模校の小規模化がさらに進み、若井川小、志和小では、全校で 10 人以下となることが推計されている。

区 分	学級 編成 基準	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
		仁 井 田	影 野	七 里	米 奥	丸 山	窪 川	若 井 川	口 神 ノ 川	川 口	家 地 川	志 和	東 又	興 津	田 野 々	大 奈 路	北 ノ 川	十 川	昭 和
H19	実際	6	6	5	3	5	12	3	3	3	3	3	6	5	6	3	6	6	6
	標準	5	5	4	3	4	12	3	3	3	3	3	5	5	6	3	6	6	5
H24	標準	4	4	5	3	3	11	3	3	3	3	2	5	3	6	4	3	6	4
特別支援学級は除く																			

学級規模別 (校数:H19→H24)	H19	H24(推計)
適正規模 12学級	窪川(324)	
小規模校 6～11学級	田野々(99)、十川(72)	窪川(315) 田野々(98)、十川(63)
過小規模 5学級 (6→2校)	仁井田(47)、影野(55)、東又(62)、 興津(44)、北ノ川(51)、昭和(49)	七里(54)、東又(61)
4学級 (2→4校)	七里(44)、丸山(34)、	仁井田(42)、影野(41)、大奈路(31)、 昭和(49)
3学級 (7→8校)	大奈路(30) 米奥(18)、若井川(17)、口神ノ川(18)、 川口(19)、家地川(14)、志和(9)	口神ノ川(23)、興津(27)、北ノ川(28)、 米奥(18)、丸山(18)、若井川(10)、 川口(19)、家地川(14)
2学級(0→1校)	なし	志和(6)
()は、児童数		
学級は、標準の学級数で分類		

②学年別の児童数

学級別の児童数については、窪川小を除くすべて学校の学年で 40 人以下となりクラス替えが

できない状況にある。また1学級10人未満となる学年が、平成19年度で**62学年(108学年中)**となり半数以上を占めている。またH24推計では、69学年と推計され、グループ学習等で得られる多様な意見による学習の広がりや深まりが難しい状況となっている。

○学年別児童数の推移		10人未満の学級																				
番号	学校名	H19							H24推計													
		学年						児童数 総計	学年						児童数 総計							
		1年	2年	3年	4年	5年	6年		1年	2年	3年	4年	5年	6年								
1	仁井田	9	11	12	6	7	2	47	5	6	6	8	8	9	42							
2	影野	13	8	8	9	13	4	55	6	8	4	4	6	13	41							
3	七里	9	1	13	4	11	6	44	8	7	15	7	8	9	54							
4	米奥	3	1	4	3	3	4	18	3	5		4	3	3	18							
5	丸山	2	12	3	8	4	5	34	1	1	7	3	4	2	18							
6	窪川	41	51	53	59	61	59	324	37	58	66	49	64	41	315							
7	若井川	2	4	3	3	3	2	17	2	2	3		1	2	10							
8	口神ノ川	4		4	3	3	4	18	4	3	5	2	5	4	23							
9	川口	3	4	3	4	3	2	19	2	5	2	4	3	3	19							
10	家地川	2	1	3	4	3	1	14	3	2	3	2	2	2	14							
11	志和	3	1	2		2	1	9			1	2		3	6							
12	東又	10	7	8	13	9	15	62	11	8	8	8	16	10	61							
13	興津	7	6	8	8	9	6	44	3	4	3	4	6	7	27							
14	田野々	21	15	18	13	19	13	99	13	14	21	16	13	21	98							
15	大奈路	4	3	7	3	4	9	30	7	5	5	5	5	4	31							
16	北ノ川	7	9	8	6	9	12	51	2	5	2	5	7	7	28							
17	十川	11	15	12	16	6	12	72	14	5	14	11	8	11	63							
18	昭和	5	8	9	7	11	9	49	5	6	6	5	10	5	37							
	合計	156	157	178	169	180	166	1006	126	144	171	139	169	156	905							
(1)平成19年度 5月1日現在																						
(2)平成24年度 出生数による推計値																						

イ 中学校

① 学級数

中学校6校を標準の学級数で規模別に分類すると、平成19年度において適正規模校に分類される中学校はない。しかし小規模校に分類される窪川中では、11学級とほぼ適正規模に近い状況にある。その他5校は、過小規模校に分類され、ほぼ1学年1学級の3学級となっている。なお現在の興津中2、3年生が複式を編成すべき人数になっている原因については、一部の生徒が中学校進学時にクラブ活動等により指定校区外の窪川中へ進学したため、著しい生徒数の減少となったためである。(実際の運用では、複式解消を行い単式学級としている)

H24推計においては、興津中も3学級編成となる以外は、平成19年度とほぼ変化はない状況である。

区分	学級編成基準	1	2	3	4	5	6
		窪川中	興津中	大正中	北ノ川中	十川中	昭和中
H19	実際	11	3	3	3	3	3
	標準	10	2	3	3	3	3
H24	標準	9	3	3	3	3	3
特別支援学級は除く							

学級規模別 (校数:H19→H24)	H19	H24(推計)
中規模校	窪川中(329)	窪川(328)
6～11学級		
過小規模		興津中(21)
3学級 (4→5校)	大正中(83)、北ノ川(23)、 十川中(40)、昭和中(37)	大正中(65)、北ノ川(25)、 十川中(39)、昭和中(23)
2学級 (1→0校)	興津中(13)	なし
()は、生徒数		
学級は、標準の学級数で分類		

②学年別の生徒数

学年別の生徒数において窪川中は、平成19年度及びH24推計でも各学年で100人程度の規模を維持し、各学年で3学級編成ができる状況を維持している。

過小規模校5校については、1学年40人未満であるためクラス替えが望めない状況にあり、H24推計でも同様である。1学年(1学級)あたりの生徒数については、大正中でほぼ1学級20人程度となるが、興津中、北ノ川中、十川中、昭和中の4校では、全学年(学級)で20人を下回っているため、中学校で行うべき教育活動に様々な制約が生じている状況となっている。

		H19				H24(推計)			
番号	学校名	学年			生徒数 総計	学年			生徒数 総計
		1年	2年	3年		1年	2年	3年	
		1	窪川中	90	127	112	329	100	114
2	興津中	9	2	2	13	6	8	7	21
3	大正中	30	18	35	83	17	24	24	65
4	北ノ川中	12	7	4	23	9	8	8	25
5	十川中	16	16	8	40	15	12	12	39
6	昭和中	15	9	13	37	7	8	8	23
合計		172	179	174	525	154	174	173	501

(3) 学校配置の状況

ア 地区別の学校配置状況

四万十町内の学校配置の状況については、小学校18校のうち窪川地区13校、大正地区3校、十和地区2校となっている。また、中学校6校については、各地区に2校ずつの配置となっている。

各学校の配置を四万十町総合振興計画の地区別整備の方針で大別された 11 地区に分けると、次のとおりとなる。

地区	小学校	中学校
①十和西部地区	十川小	十川中
②十和東部地区	昭和小	昭和中
③大正北部地区	大奈路小	大正中
④大正中部地区	田野々小	
⑤大正東部地区	北ノ川小	北ノ川中
⑥立西地区	家地川小、川口小	窪川中
⑦窪川街分／郷分地区	窪川小、丸山小、若井川小、口神ノ川小	
⑧松葉川地区	七里小、米奥小	
⑨仁井田地区	仁井田小、影野小	
⑩東又地区	東又小、志和小	
⑪興津地区	興津小	

イ 通学の状況

各小中学校への通学手段として主に徒歩、自転車等を利用し通学している。

学校統合により遠距離通学となった児童生徒の通学対策として、スクールバス導入や路線バスを利用して対応している。なお大正、十和地区のスクールバスについては、町でバスを購入し自主及び委託により運行しているが、窪川地区については、全域、路線バスで対応している。

通学バスの乗車時間については、最大で 45～50 分ほどかかるため、家からバス停留所までの時間を含めると最大で 1 時間程度と推察される

長時間のバス通学における問題としては、通学バスの中で寝てしまい学校についても寝ぼけていてすぐに授業に取り掛かれない事例や、徒歩や自転車通学で培われる基礎体力が身につかないなどの影響が報告されている。

(4) 四万十町立小中学校における過小規模校の課題

「高知県における小中学校の適正規模について」の中で示されている「過小規模校の光と影（メリットやデメリット）」については、四万十町の過小規模校においても同様の傾向が見られるが、影（デメリット）の部分として本検討では、以下のような意見が提案された。

①小学校、中学校での共通課題

- 子どもの中の価値観が固定化されがちになり、新しい人間関係をつくる機会が少ない。
- 外部からの影響を受けにくく、学習活動において切磋琢磨する機会が少ない。

②小学校

- 複式学級では、授業の半分が自習。高学年になるにつれて学力が身につくか心配。
- 複式学級のデメリット解消に努めているが、創意工夫しても単式学級と同じようにはならない。

中学校

- 複数の過小規模校から 1 つの中学校に集まるが、仲間づくりや集団づくりが難しいと感じる。
- 20 人以下の学級では、中学校の教育活動に様々な制約が生じてしまう。
- 中学校での部活動の役割は大きい。しかし生徒数が少ないとクラブの選択範囲が限定される。

3. 適正規模の必要性と四万十町の視点

(1) 諮問の概要

諮問事項

- (1) 四万十町における町立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方
- (2) 四万十町における町立小中学校の適正規模・適正配置の具体的な方策(短・中・長期展望)

諮問の趣旨においては、四万十町の状況に応じた教育・学習・学校経営等の観点からの適正規模・適正配置を視点として、「四万十町の子どもたち」にとって一番よいと考えられえる町立小中学校の適正規模・適正配置の意見を望む内容となっていた。

(2) 適正規模の必要性

学校は、多様な個性をもつ児童生徒が集団を通して切磋琢磨し、学び合う場であり、またその機会を与える役割を担っている。

したがって基本的な教科の学習はもとより運動会や各種学校行事、クラブ活動等の教育活動を多様なかつ効果的に展開するためには、一定規模の集団を確保する必要がある。

その一定規模の集団の中で個性を伸ばすとともに、社会性を育て、生きる力を修得するためには、学習や生活の場として学校の適正規模は必要である。

(3) 四万十町としての視点

国や県が示す適正規模（標準規模）については、各種資料や検討結果から適正な規模であり、教育的にも効果的規模であることが本検討委員会でも共通認識されたところである。

しかし国・県が示す適正な規模を四万十町にあてはめた場合、小学校3校、中学校2校となり、通学距離や地域性の課題を解消することは難しく、適正な配置が望めないとの結論となった。

そのため、諮問事項を審議するにあたり、四万十町として適正規模の範囲を検討する必要性があることが確認された。

また適正配置については、適正規模だけで配置を検討するのではなく、様々な条件を考慮した適正配置を検討することとした。

4. 審議内容及び結論

本検討委員会で諮問事項を検討するにあたり以下の項目に分類して審議した。

(1) 適正規模	現行の制度を踏まえ、四万十町の現状を考慮した「四万十町において望ましい規模」を小中学校の校種毎に審議した。
(2) 適正配置	県内の状況や規則的な生活習慣等を考慮した「適正な通学時間」と「適正配置の基本的な方針」を審議した。
(3) 実質的な手順	適正規模・適正配置を進めるうえで具体的な進め方について審議した。

(1) 適正規模について

国・県が示す適正規模については、四万十町においても適正規模と認識する。しかし本町の現状を考慮すると、「複式学級が解消され、かつ安定して単式学級が編成できる規模」「多様かつ効率的な教育活動を展開することが可能な最低限度の規模」についても「四万十町において望ましい規模」として適正規模の範囲とすることを確認した。

◇四万十町の適正規模の範囲

「四万十町において望ましい規模」から「国県が示す適正規模」

◎小学校

適正規模の範囲	1 学級	1 学年	1 学校
四万十町として望ましい規模	10 人以上～	1 学級以上	6 学級 60 人以上～
高知県が示す適正規模（適正規模）	教育効果 20 人～ 学習・教育条件 25 人～	2 学級程度	12 学級程度
国（標準規模）	～40 人	2～3 学級	12～18 学級

◎中学校

適正規模の範囲	1 学級	1 学年	1 学校
四万十町として望ましい規模	20 人以上～	1 学級以上～	3 学級 60 人以上～
高知県が示す適正規模（適正規模）	教育効果 20 人～ 学習・教育条件 25 人～	2 学級程度	6 学級程度
国（標準規模）	～40 人	4～6 学級	12～18 学級

審議する中で次の意見が提案された。

①小学校

- できれば 20 人程度の学級が人間関係や意見の広がりがあり望ましい。しかし各小学校の人数や地理的な課題を考えれば、最低複式学級にならない人数が適当である。
- 複式学級が解消され、かつ安定して単式学級が編成できる児童数として 1 学年 10 人は必要である。
- 1 学年 10 人なら学校全体で 60 人になり、学校運営的にいろいろな活動が保障される。

○学校は、教員だけでなく、地域や保護者の理解と協力を得て初めて成り立つ。特に小学校の場合、その面が特に大きい。そのため小学校については、規模は小さくても地域での存在意義は重要である。

②中学校

- 中学校では9教科あるが、3学級を切ると校長を含め教員配置が6名となり対応が難しくなる。
- 小学校と大きく違う点は、人間として社会的に本来身につけなければならない能力を学ぶ場。自ら学ぶ力の育成と同様に、様々な問題を仲間と一緒に協力し対応することや、大人への自覚をもたせることが必要である。そのため一定規模の集団で学ぶ経験をさせたい。
- 同年代の仲間と一緒に様々な活動ができる人数が教育環境面でも望ましい。
- 部活動は、一つの目標に向かい仲間と協力し最後まで続けるために通常の授業で育ちにくい一面が育つなどその役割は大きい。そのため複数の中から選べる必要がある。
- 国・県が教育的観点から示す1学年2学級で1学級20人ぐらいが理想である。しかしそれが難しい場合でも1学年20人ぐらいでないと中学校の教育活動に様々な制約がでる。
- 1学年20人とすれば、小学校1学級10人を望ましい規模とした場合、2以上の小学校が集まることになる。小学校とは違う新しい人間関係の構築が期待できる。

(2) 適正配置について

ア 適正な通学時間の範囲

通学距離及び通学時間については、児童生徒の心身へ与える影響が大きいいため適正配置を進めるうえで十分に考慮する必要がある。淡路島と同等程度の区域を有する四万十町において適正規模を重視した学校配置を実施すると、通学距離及び通学時間において児童生徒に大きな負担をかけることが予想される。

また、「公立小中学校の統合について（通達）」（昭和48年 文部省管理局通達）においても通学距離及び通学時間を十分検討し配慮するように指導されている。

そのため、本検討委員会では、「適正な通学時間」について審議し次の結論となった。

◇ 適正な通学時間と適正配置

小学校、中学校とも片道1時間以内を限度である。

適正配置は、一時間以内の範囲で適正規模を実現するように審議する。

審議する中で次の意見が提案された。

- 「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号」において適正な通学距離として小学校4km以内、中学校6km以内となっている。通学手段としては、徒歩を想定しており1時間以内を適正な規模の条件としている。
- 通学時間は、短ければ短いほどよい。しかし最大でも家から学校まで1時間が限度である。
- 県内の特別支援学校では、他県の状況を参考に遠距離通学の限度を1時間としている。
- 学力の定着のためには、規則正しい生活の慣習化が必要である。学校での教育活動に影響を与えず、規則正しい生活（十分な睡眠時間、最低限の家庭学習時間、朝食時間等の確保）の慣習化を図るため通学にあてることができる時間は、小中学校とも片道1時間が限度であ

る。

イ 適正配置の基本的な方針

本検討委員会では、地域の実情や今後の行政施策の推進等を考慮して、具体的な位置についての検討を行わず、教育的観点から「適正配置の基本的な方針」について審議し次の結論となった。

「適正配置の基本的な方針」

①適正配置の基準について

◇適正規模で確認した「四万十町において望ましい規模」を基準に適正配置を検討する。

◇「望ましい規模」の基準となる児童生徒数は、以下の理由により「H24 推計」とする。

(理由)

現状の資料で10年後、20年後を推計すると、「H24 推計」よりもさらに児童生徒数の減少が予想される。その場合、地域での学校の存在意義や地域性を考慮した「望ましい規模」での配置が難しく、また四万十町及び各地域の衰退を前提とした検討となる。

そのため本検討委員会では、「H24 推計」を望ましい規模の最小値とするとともに、その数値より児童生徒数を増加させる施策の展開を要請する。

②適正配置の方法

◇以下の4つの方法を適切に使い「適正配置」を検討する。

- 「通学区域の見直し」
- 「学校の統合」
- 「学校統合と校区の見直しの併用」
- 「小中一貫校」

③適正配置で進めるうえで考慮する事項

◇以下の事項を考慮して「適正配置」を進める。

- 「通学時間」「通学路の安全性」「地域性」
- 「保護者、地域住民と十分な協議、共通理解と協力を得てからの実施」
- 「小学校においては、保育所配置との連携」

(3) 実質的な手順

過小規模校における課題が解消されるように、町全体で早急に学校適正規模・適正配置が協議され実施される必要がある。そのためこれまでの審議内容と四万十町の現状をかみ合わせて実質的な手順を次のようにまとめ具体的な方策とする。

【手順1】 「学校適正配置（案）」の全体像の提示

四万十町全体で「学校適正規模・適正配置」の必要性が議論されるように、町及び町教育委員会は、将来を見据えた望ましい規模での具体的な「学校適正配置（案）」を早急にまとめる。

なお「学校適正配置（案）」を作成するにあたっては、「四万十町における適正規模」と「適正配置の基本的な方針」に基づいた「学校適正配置（案）」を作成する。

【手順2】 学校適正配置（案）の実施手順

学校適正配置の実施手順については、「第1」の手順により全体的に進めるが、最低限の教職員の配置が難しい学校については、「第2」の手順により早急に適正配置化されるように対応する。

◎「第1」 全体的な取り組み（4年後以降を目処に適正配置の実施）

対象校	H24 推計で「四万十町として望ましい規模」とならないすべての小中学校
目標	すべての小中学校を四万十町において望ましい規模の学校にする
方法	適正配置の方法で確認された方法で、目標を達成するために最良な方法
実施時期	平成20年度から保護者や地域の合意形成に努め、4年後以降を目処に順次適正配置を実施
配慮事項	<p>①中学校は、以下の理由により小学校より優先的に取り組む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校の教育活動に支障を生じさせない学級規模化を図る。 ・仲間と一緒に様々な活動ができる教育環境面へ配慮する。 ・一定規模の集団で様々な課題を仲間と一緒に協力し対応することにより、大人への自覚をもたせる <p>②小学校は、地域のシンボル、コミュニティの拠点であることを考慮して対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域内で望ましい規模の学校配置が望めない場合、地域性等を十分に考慮して対応する。

第2 早急に対応する取り組み

対象	平成24年度までに養護教諭・学校事務員配置基準に満たない規模の小学校 （平成19年配置基準）養護教諭 12名以上、学校事務員 19名以上
目標	養護教諭、学校事務員が配置される規模の小学校へ移行 （全校児童が20人以上の学校へ移行）
方法	原則近隣の学校との統廃合で検討
実施時期	平成20年度から保護者や地域の合意形成に努め、3年以内を目処に適正配置を実施
配慮事項	<p>①小規模特認校については、試行期間中の実施を保留とする （試行期間終了後も規模が望めない場合は、近隣の学校へ統合する）</p> <p>②地域の拠点となる小学校である場合は、全体的な取り組みの中で検討する</p>

なお地域性を考慮する「地域の単位」としては、次の単位を基本とする。

中学校の地域	小学校の地域
①十和地区	①十和西部地区 ②十和東部地区
②大正地区	③大正北部地区 ④大正中部地区 ⑤大正東部地区

③窪川地区	⑥立西地区 ⑦窪川街分／郷分地区 ⑧松葉川地区 ⑨仁井田地区 ⑩東又地区 ⑪興津地区
-------	---

小学校 11 地区の単位については、四万十町総合振興計画の地区別整備の方針で大別された 11 地区を参考とした。

おわりに

小中学校の現状及び審議内容の補足として次の資料を参考のために添付する。

- 資料 1 学校別 児童生徒数及び学級数の推移
- 資料 2 スクールバス等路線図・小学校区の校区図
- 資料 3 スクールバス等運行表
- 資料 4 「公立小中学校の統合について（通達）」（昭和 48 年 文部省管理局通達）
- 資料 5 生活学習習慣と通学時間について
- 資料 6 四万十町適正規模・適正配置等検討委員会資料
 - 四万十町適正規模・適正配置等検討委員会委員 名簿
 - 四万十町適正規模・適正配置等検討委員会委員 要綱
 - 四万十町立小中学校の適正規模・適正配置の諮問について（依頼）